

2025年度 政務活動費 情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議

<トピックス>

1、政務活動費 領収書のネット公開

2016年調査	9議会
2017年	30議会
2018年	49議会
2019年	62議会（全体の49.6%）
2020年	73議会（全体の57.5%）
2021年	80議会（全体の62.0%）
2022年	82議会（全体の63.6%）
2023年	83議会（全体の64.3%）
2024年	89議会（全体の68.99%）
2025年調査	91議会（全体の70.54%）

（札幌市議会では申請者個人情報を入力させるため含めていない）

都道府県、政令市、中核市の129議会の約7割が領収書をネット公開。

2、昨年より公開度が大きく改善した議会は豊橋市議会のみ。

豊橋市議会が領収書、報告書等のネット公開を行いプラス45点と大きく上昇した以外はあまり改善されなかった。全体の平均点としては、昨年62.1点が、今年は63.0点にわずかながら上昇した。

3、札幌市議会 ネット公開個人情報入力問題

札幌市議会では、今年度より、領収書のネット公開を決めたが、閲覧には、専用フォームに氏名や住所などの個人情報を入力し、「不適切な利用や改ざんを禁じる」との留意事項への同意も求めている。議員から「領収書の画像が改ざんされるなど悪用されかねない」との意見がありトラブルに備え申込制とした、とのことだが、政務活動費の領収書は、20年以上前から公開されているが住民が悪用した「トラブル」など聞いたこともない。議員による領収書の改ざんなどの不正使用は毎年のように報道され、札幌市議会も、議員による政務活動費の不正使用が大きく報道されるなかで、領収書のネット公開を決めているが、住民の個人情報の入力を求めるなど本末転倒である。文書の情報公開請求では、公開資料の送付のために住所等の記入が必要なこともあるが、ネット公開で個人情報を記入させるのは不当な対応である。そのため、今回の公開度ランキングでは、CDで公開と同じ15点満点中、5点の配点とした。

政務活動費 情報公開度ランキングについて

1 政務活動費の情報公開度について、

私たちは、政務活動費（政務調査費）の情報公開について、2002年の全国大会から調査した。その当時、収支報告書に領収書、視察報告書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0（ゼロ）だった。以降、政務調査費の透明性の調査を継続している。2003年に、初めて京都府議会が、5万円以上の領収書を収支報告書に添付して以来、2015年に、ようやく47都道府県議会がすべての領収書を添付した。

しかし、領収書の公開だけでは、政務活動費の支出が透明になったとは到底言えない。領収書からは、どの事項に支出されたか、ということだけで、どのような調査研究活動に用いられたのかはわからない。しかも、一つの議会で年間数千枚から数万枚に及ぶ領収書の一枚10円のコピー費用の負担が情報公開を遠ざけている。

こうしてみると、政務活動費の透明性の課題として、開示される情報の種類や質だけでなく、開示方法も検討しなければならない。よって、政務活動費情報の公開度を判断するために、以下の点について調査した。

- （1） 政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか。
「領収証、会計帳簿、支出マニュアルの作成と公開の有無」
- （2） 政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか。
「活動報告書、視察報告書の作成と公開の有無」
- （3） 誰もが容易に政務活動費の情報にアクセスできるか。
「それぞれの情報が自治体のネットで公開されているか」

2 調査対象と基準

対象議会 47 都道府県議会、20 政令市議会および 62 中核市議会の合計 129 議会。

調査方法 各自治体の議会事務局宛にメールで 2025 年5月下旬に質問表を送付。2025 年5月1 日現在の状況を質問した。各議会の昨年の回答

を修正してもらい、必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を確認した。

＜採点基準＞

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。（100点満点）

① 領収書の公開について （30点）

（ア） ネットで公開している 15点、

申請者個人情報の届け出でネットで公開 5点、

CD等でデータを提供 5点、 紙だけで公開 0点。

札幌市議会は、今年度よりネットで領収書を公開しているが、申請者の住所、氏名を届けることを義務付けている。不要な個人情報を求めているため5点とした。情報をPDFファイルの形で電子化し、CDにデータをコピーして提供している場合は、紙での公開よりも安価で容易となるため、5点を配した。

（イ） 領収書を原本で提出

原本を提出している 7点、

写しの提出 2点、

議員が黒塗りして提出 0点。

（「原本または、写しの提出」という回答は原本提出の義務がないので2点とした）

「領収証の写しの提出で良い」としていた議会については、領収証をコピーし日付、金額などを改ざんして提出した、という事件が毎年のように発覚している。このような違法行為を可能にする制度は2点とした。また、会派や議員が、コピーした領収証を黒塗りして提出する制度では、会派や議員は情報公開条例の当事者にならず訴訟を提起しても黒塗り部分を明らかにすることはできないため、0点とした。

（ウ） 支払先が個人の場合の領収書の個人名

公開 5点、

一部公開 2点、

非公開 0点

親族所有の建物を賃借して政務活動費で賃料を支払ったり、親族を雇用して賃金を支払っている場合、親族に渡った政務活動費が、政治資金の形で議員に寄付されていた、ということが何度もあった。また、議員個人の建物を賃借することを禁止する規則もあるが、領収証の宛先の個人名が開示されない場合には、規則が遵守されたか否かを判断できない。このような観点からの配点である。

(エ) 領収書の閲覧について、
公開請求が不要 3点、 公開請求が必要 0点。

② 会計帳簿（出納簿、支出の内訳一覧表など）について （20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点、 CD等で公開 3点、 紙だけで公開 0点

領収証を1枚1枚見ていくよりも、帳簿をチェックする方が、支出のチェックは明らかに容易であることから、評価の対象とした。なお、提出を義務付けていなくても、（議会事務局が作成したものなど）ネットで会計帳簿に相当するものが公開されている場合は10点とした。

(イ) 議長への提出を義務付けている10点、 義務付けていない 0点

③ 活動報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点

CD等で公開 3点

活動の一部（県外活動のみ、調査委託のみ、など）がネットで公開 3点

紙だけで公開 0点

(イ) 活動報告書の公開

作成を義務付け、公開請求不要で公表 10点

作成を義務付けて、情報公開請求が必要 5点

活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託のみなど）について
報告書の作成を義務付けて、公開請求不要で公表 3点

作成を義務付けているが市民に非公開、または、義務付けていない 0点

④ 視察報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点

CD等で公開 3点

視察の一部（県外、海外視察のみ）ネットで公開 3点

紙だけで公開 0点

(イ) 視察報告書の公開

作成を義務付けて、公開請求不要で公表 10点

作成を義務付け 公開請求が必要	5点
視察の一部（県外、海外視察のみ）の作成義務付け、公開請求不要	3点
一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け公開請求必要	2点
作成を義務付けているが非公開、または、義務付けていない	0点

⑤ マニュアル（運用指針など具体的な支出基準を記載したもの）の作成、ネット公開（10点）

（ア）作成している	5点	作成していない	0点
（イ）ネットで公開	5点	ネットで非公開	0点

3 調査結果（公開度ランキングは別紙の通り）

（1）下位の議会と上位の議会（100点満点）

（ア）都道府県

最下位	岡山県	10点
46位	和歌山県	18点
45位	福島県	19点
1位	兵庫県、奈良県	97点
3位	大阪府、京都府、鳥取県	92点
6位	東京都、富山県	90点

（イ）政令市

最下位	横浜市、名古屋市	17点
18位	福岡市	26点
17位	岡山市	27点
1位	静岡市	97点
2位	京都市、堺市	92点
4位	新潟市	90点

（ウ）中核市

最下位	水戸市	17点
61位	船橋市	27点
60位	福井市	30点

1 位	函館市	100 点
2 位	山形市、郡山市、越谷市、 富山市、奈良市、久留米市	97 点
8 位	八戸市、宇都宮市、横須賀市、豊橋市 東大阪市、西宮市、那覇市	95 点

私たちの今回の調査は、政務活動費が有効に使われているかを私たちが判断するためのカナメというべき「どのような調査研究活動をし、成果を挙げたか」に関する情報としては、活動報告書と視察報告書だけを採りあげたに過ぎず、しかも、その内容を一切評価していないからである。従って、視察報告書や調査報告書がA4一枚だけであろうとも、視察報告書や調査報告書が同じコピーであったとしても、それらをネットで公開していれば、10点満点となっている。今後は、議員の政務活動費による活動の内容を市民の手で厳しくチェックしていく必要がある。

(2) 43議会(33.3%)が 50点以下

かなりゆるい調査項目と素点ですら、50点以下の議会が3分の1も存在する。50点という点数は、領収証を原本で提出、閲覧ができ、会計帳簿を提出、活動報告書、視察報告書を公表、マニュアルをネット公開していれば獲得できる点数だ。50点も取れない、ということは、基本的な情報の作成すら義務付けていない、ということの意味する。政務活動費の不正がこれだけ多くの議会で問題となり、市民の関心が高いにもかかわらず、50点もとれない議会は、落第というほかない。平均点は、全体で63.0点だった。

(3) 領収書のネット公開 (申請者個人情報を入力させる札幌市を含めていない)

・宮城県、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県
28都府県

・仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市
13政令市

・函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久

留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市、

50中核市

合計91議会 全体129議会の 70.54%

(4) 領収書について、

①領収書の原本提出を義務付けているのは、

都道府県 4県、政令市 3市、中核市 46市。

・昨年度から、群馬県議会が領収書の原本提出を決めた。2022年に群馬県議が白紙領収書を使って不適切な申請をしていたことが発覚し、議員辞職した。再発防止に向け、県議会は各会派での協議や意見聴取を行い、24年3月に条例を改正し原本提出とした。税務申告では、領収書のコピーでは許されない。「議会という世界が非常識である」ことの典型である。

・領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出する議会は、昨年、ゼロになった。

② 支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について、

	都道府県	政令市	中核市
公開する	0	0	14
一部公開	28	14	20
非公開	19	6	28

(「一部公開」は、「事業を営む個人に係る場合」「公務員、議員、首長、会派職員、個人事業者等」を公開するなど議会によって異なる。)

③ 閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書の閲覧について、情報公開請求の手続きが必要なのは、次の1県、1政令市、3中核市の議会のみである。7割の議会でもネット公開している時代に領収書の閲覧に公開請求の手続きをしなければできないという合理的理由が存在するのだろうか。

都道府県： 福島県

政令市： 広島市

中核市： いわき市、水戸市、八王子市、

④ 政務活動費の領収書等を ホームページでは公開していないが、CD・

DVDデータで安価で市民へ提供しているのは、岐阜県、佐賀県、長崎県、北九州市、福岡市、青森市、一宮市、豊田市 の8議会であった。

- (5) 会計帳簿がネット公開されているのは、56 議会、
会計帳簿の提出を義務付けているのは、70 議会。
- (6) 活動報告書がネット公開されているのは、58 議会、
全ての活動の活動報告書の作成を義務付けているのは 77 議会、活動報告書の作成を義務付けていない、又は、非公開は、35 議会。
- (7) 視察報告書が全てネット公開されているのは 71 議会。
全ての視察の視察報告書の作成を義務付けているのは 91 議会、視察報告書の作成を義務付けていない、又は、非公開は、14 議会。
- (8) 政務活動費の使途基準マニュアル（手引き）について、
作成していないのは、船橋市、豊田市の 2 議会のみ。
ホームページで公開しているのは、129 議会中、103 議会であった。

4 結びにかえて～私たちはなぜ政務活動費にコダワルのか

政務活動費はもともと、議会活動を活性化することを目的として地方自治法上に法制化されたはずだ。そうである以上、政務活動費を用いて、議員がどのような議会活動を行ったのかを市民が容易に理解できるようにする工夫をするのは、政務活動費を受領した側の義務だ。議員側の説明責任を指摘する判決も出されている。政務活動費の支出を透明化することにより、市民は議員の興味関心や活動の実態を生の資料で見ることができる。つまり、政務活動費の支出資料を通して、市民は議員が行った調査研究を知り、さらに、自分が投票した議員が期待通り働いているかを知ることができる。政務活動費に関する情報は、地方政治に市民が参加するために有益な情報だ。

政務活動費に対する関心を、不正支出の追及に留めたのでは、事の本質を見失う。政務調査活動の透明化の動きを、普段の議員の活動を市民に知らせる、ということに繋げていかなければならない。

少なくとも政務活動費を支出するのであれば、このような視点をもって、各議会は政務活動費の支出の透明化に取り組んでもらいたい。

政務活動費情報公開度ランキング(2025年10月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
1	奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
3	京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
3	大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
3	鳥取県	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
6	東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
6	富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
8	大分県	15	2	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	76
9	群馬県	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
10	青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
10	秋田県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
10	静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
10	山口県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
10	高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
15	宮崎県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	67
16	沖縄県	15	2	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	64
17	滋賀県	15	2	0	3	10	10	3	3	3	3	5	5	62
18	福井県	15	7	0	3	0	0	3	3	10	10	5	5	61
19	宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
19	徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
21	栃木県	0	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	57
22	茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
23	山形県	15	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	52
23	神奈川県	15	2	2	3	10	10	0	0	0	0	5	5	52
25	新潟県	15	2	0	3	0	0	10	10	3	3	5	0	51
25	三重県	15	2	2	3	0	0	3	10	3	3	5	5	51
27	愛媛県	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
28	広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
28	長崎県	5	2	2	3	3	10	3	3	3	3	5	5	47
30	石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
31	愛知県	15	2	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	44
32	島根県	15	2	0	3	0	0	3	3	3	3	5	5	42
33	岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
33	岐阜県	5	2	2	3	3	10	0	0	3	2	5	5	40
33	福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
36	佐賀県	5	2	0	3	0	0	3	10	3	3	5	5	39
37	香川県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	5	38
38	熊本県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
39	千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
39	長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
41	埼玉県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	0	33
41	山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	3	5	5	33
43	北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
44	鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
45	福島県	0	2	2	0	0	0	0	5	0	0	5	5	19
46	和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	3	0	3	5	0	18
47	岡山県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
点数		15点	7点	5点	3点	10点	10点	10点	10点	10点	10点	5点	5点	
自治体数		28	4	0	46	13	20	20	32	17	25	47	39	
点数		5点	2点	2点	0点	3点	0点	3点	5点	3点	5点	0点	0点	
自治体数		3	43	28	1	2	27	9	1	14	1	0	8	
点数		0点	0点	0点	-	0点	-	0点	3点	0点	3点	-	-	
自治体数		16	0	19	-	32	-	18	8	16	15	-	-	
点数		-	-	-	-	-	-	-	0点	-	2点	-	-	
自治体数		-	-	-	-	-	-	-	6	-	1	-	-	
点数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	-	
自治体数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	

政務活動費情報公開度ランキング(2025年10月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
2	堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
4	新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	浜松市	15	7	2	3	10	0	10	10	10	10	5	5	87
6	熊本市	15	2	2	3	10	10	3	3	10	10	5	5	78
7	相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
8	仙台市	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
9	大阪市	15	2	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	64
10	神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	10	10	5	5	58
11	千葉市	0	2	2	3	10	10	0	10	0	0	5	5	47
12	さいたま市	15	2	0	3	0	10	0	5	0	0	5	5	45
13	札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
14	北九州市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	33
15	川崎市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
15	広島市	15	2	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	32
17	岡山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	27
18	福岡市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	3	5	5	26
19	横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
19	名古屋市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
	点数 自治体数	15点 13	7点 3	5点 0	3点 19	10点 8	10点 9	10点 8	10点 9	10点 9	10点 11	5点 20	5点 17	
	点数 自治体数	5点 3	2点 17	2点 14	0点 1	3点 0	0点 11	3点 3	5点 2	3点 3	5点 1	0点 0	0点 3	
	点数 自治体数	0点 4	0点 0	0点 6	- -	0点 12	- -	0点 9	3点 3	0点 8	3点 2	- -	- -	
	点数 自治体数	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0点 6	- -	2点 0	- -	- -	
	点数 自治体数	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0点 6	- -	- -	

1	函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
2	山形市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	郡山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	越谷市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	奈良市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
8	八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	宇都宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	豊橋市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	0	95
8	東大阪市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	西宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	那覇市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
15	岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
15	姫路市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
15	大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
18	呉市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
19	鳥取市	15	7	5	3	0	10	10	10	10	10	5	0	85
20	福島市	15	7	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	81
21	前橋市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
21	高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
23	秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
23	下関市	15	7	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	77
23	高知市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
26	旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
26	盛岡市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
26	柏市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
26	長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
26	尼崎市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
26	明石市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75

政務活動費情報公開度ランキング(2025年10月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
26	松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
26	倉敷市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
34	甲府市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	72
34	吹田市	15	7	2	3	10	10	0	0	10	10	5	0	72
36	青森市	5	2	5	3	10	10	3	10	3	10	5	5	71
37	松本市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
37	大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
37	枚方市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
37	福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
41	高槻市	15	7	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	69
42	豊中市	15	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	67
43	川口市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	60
43	八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
43	長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
46	岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
46	松山市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	55
46	佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
49	寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
49	和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	10	10	5	5	52
51	一宮市	5	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	50
51	高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
53	川越市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	5	45
53	宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
55	鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
56	金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
56	豊田市	5	2	5	3	0	0	3	10	3	10	0	0	41
58	八王子市	0	7	0	0	0	0	0	0	10	10	5	5	37
59	いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
60	福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
61	船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
62	水戸市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	17
	点数	15点	7点	5点	3点	10点	10点	10点	10点	10点	10点	5点	5点	
	自治体数	50	46	14	59	35	41	30	36	45	55	60	47	
	点数	5点	2点	2点	0点	3点	0点	3点	5点	3点	5点	0点	0点	
	自治体数	3	16	20	3	0	21	4	0	3	2	2	15	
	点数	0点	0点	0点	-	0点	-	0点	3点	0点	3点	-	-	
	自治体数	9	0	28	-	27	-	28	3	14	2	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	2点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	23	-	0	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	

政務活動費情報公開度採点一覧表(2025年10月公表)

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
議会名	ネット 公開 15点	原本 提出 7点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 3点	ネット 公開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット 公開 5点	
北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
秋田県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
山形県	15	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	52
福島県	0	2	2	0	0	0	0	5	0	0	5	5	19
茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
栃木県	0	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	57
群馬県	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
埼玉県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	0	33
千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
神奈川県	15	2	2	3	10	10	0	0	0	0	5	5	52
新潟県	15	2	0	3	0	0	10	10	3	3	5	0	51
富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
福井県	15	7	0	3	0	0	3	3	10	10	5	5	61
山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	3	5	5	33
長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
岐阜県	5	2	2	3	3	10	0	0	3	2	5	5	40
静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
愛知県	15	2	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	44
三重県	15	2	2	3	0	0	3	10	3	3	5	5	51
滋賀県	15	2	0	3	10	10	3	3	3	3	5	5	62
京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	3	0	3	5	0	18
鳥取県	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
島根県	15	2	0	3	0	0	3	3	3	3	5	5	42
岡山県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
山口県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
香川県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	5	38
愛媛県	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
佐賀県	5	2	0	3	0	0	3	10	3	3	5	5	39
長崎県	5	2	2	3	3	10	3	3	3	3	5	5	47
熊本県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37

政務活動費情報公開度採点一覧表(2025年10月公表)

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
議会名	ネット 公開 15点	原本 提出 7点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 3点	ネット 公開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット 公開 5点	
大分県	15	2	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	76
宮崎県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	67
鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
沖縄県	15	2	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	64
札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
仙台市	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
さいたま市	15	2	0	3	0	10	0	5	0	0	5	5	45
千葉市	0	2	2	3	10	10	0	10	0	0	5	5	47
横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
川崎市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
浜松市	15	7	2	3	10	0	10	10	10	10	5	5	87
名古屋市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪市	15	2	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	64
堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	10	10	5	5	58
岡山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	27
広島市	15	2	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	32
北九州市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	33
福岡市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	3	5	5	26
熊本市	15	2	2	3	10	10	3	3	10	10	5	5	78
函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
青森市	5	2	5	3	10	10	3	10	3	10	5	5	71
八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
盛岡市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
山形市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
福島市	15	7	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	81
郡山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
水戸市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	17
宇都宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
前橋市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
川越市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	5	45
川口市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	60
越谷市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
柏市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75

政務活動費情報公開度採点一覧表(2025年10月公表)

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
議会名	ネット 公開 15点	原本 提出 7点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 3点	ネット 公開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット 公開 5点	
八王子市	0	7	0	0	0	0	0	0	10	10	5	5	37
横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
甲府市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	72
長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
松本市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
豊橋市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	0	95
岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
一宮市	5	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	50
豊田市	5	2	5	3	0	0	3	10	3	10	0	0	41
大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
豊中市	15	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	67
吹田市	15	7	2	3	10	10	0	0	10	10	5	0	72
高槻市	15	7	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	69
枚方市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
東大阪市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
姫路市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
尼崎市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
明石市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
西宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
奈良市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	10	10	5	5	52
鳥取市	15	7	5	3	0	10	10	10	10	10	5	0	85
松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
倉敷市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
呉市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
下関市	15	7	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	77
高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
松山市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	55
高知市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
那覇市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95

2025年 政務活動費調査の結果

全国市民オンブズマン連絡会議

<トピックス>

執行率の変化 (執行率 = (収入総額－返還総額) ÷ 収入総額)

	2023 年度分	2024 年度分	
・都道府県議会	83.8%	85.9%	2.1%増加
・政令市議会	83.5%	86.0%	2.5%増加
・中核市	72.5%	74.5%	2.1%増加
・合計	82.3%	84.5%	2.2%増加

(エクセルの自動計算で四捨五入をしているため増減の数値が異なっている場合がある。)

執行率が10%以上減少した議会は、今回は4議会あった。一昨年は3議会、昨年は12議会だった。執行率が、大きく減少あるいは増加したのは、全て中核市だった。政務活動費の支給額平均が都道府県、政令市の4分の1と少ないため執行率の変化が大きくなっている。

2012年8月の地方自治法改正(政務調査費から、政務活動費への名称変更、使途の拡大等)以降の執行率の変化

	2013 年度分 ⇒	2024 年度分	
都道府県	92.7%	85.9%	6.8%減少
政令市	90.0%	86.0%	4.0%減少
中核市	87.7%	74.5%	13.2%減少
合計	91.5%	84.5%	7.0%減少

11年間で執行率は約7%減少している。地方自治法の改正は、都道府県議会議長会が、それまで「政務調査費」の裁判で住民に負け続けたため、使途の範囲を拡大して「使いやすく」しようと企てたのだが、現在のところ、「執行率は拡大」していない。

2025年 政務活動費調査の結果

1 政務活動費の執行率の変化について、

2012年8月の地方自治法改正により政務調査費から政務活動費への名称変更と用途が拡大された。市民オンブズマンでは、2013年度以降の執行率を比較してから毎年調査している。今回は2024年度分について、47都道府県、20政令市、62中核市について調査した。

2 2024年度の執行率の変化

(1) 2024年度の政務活動費の執行率の変化

2024年度の執行率は、2023年度の執行率に比べて、都道府県は、2.1%増加、政令市では、2.5%増加、中核市は2.1%増加となった。全体では、2.2%増加となった。

(2) 執行率の変化をどう見るか

政務活動費の領収書がネット公開されるなど「公開度が上がる」または、「不祥事が発生した議会」では、執行率は減少する傾向が毎年見られた。執行率が上がった議会のなかには、以前の不祥事で執行率が大きく減少した反動から上昇した議会もあった。

政務活動費の用途に対する市民の関心が、疑惑や誤解を招く支出を抑制し、執行率の低下をもたらすものと考えられる。議会のホームページで領収証が公開され、これまで問題となった旧統一教会への支出なども簡単に調査できるようになっている。

正しい支出であるとの確信を持っていれば、その支出について市民に説明をすることは、議員に限らず、公費を使う者の責任の筈だ。ここの論点は、支出が客観的に正しいかどうかではなく、市民に説明する義務を尽くせるか尽くせないか、なのだ。

3 2024年度 執行率95%以上の6議会のネット公開の有無、情報公開度ランキングの点数の関係は以下の通り。

	執行率	領収書の ネット公開	公開度 ランキング点数
福島県	98.1%	×	19 点
神奈川県	99.4%	○	52 点
長野県	96.1%	×	35 点
熊本県	97.1%	×	37 点
横浜市	99.7%	×	17 点
大阪市	97.8%	○	64 点

執行率の高い議会は、公開度が低いことがわかる。

4 2024 年度の議員 1 人あたりの政務活動費 交付年額

- (1) ①都道府県：都道府県の平均 419.2 万円
最高額は、大阪府 708 万円
②政令市：政令市の平均 404.9 万円
最高額は、大阪市 684 万円
③中核市：全中核市の平均 105.4 万円
最高額は、川口市 216 万円

- ・政務活動費を一時的に減額した議会は、新型コロナ禍での 2020 年度に 23 議会、2021 年度に 11 議会、2022 年度は 6 議会であったが 2023 年度は 3 議会。2025 年度は、高崎市議会のみとなった。

新型コロナ対策と称して、議員の本来の活動を行わずに「自粛」の空気に押されてパフォーマンスとして市民から批判の多い政務活動費を減額していたのではないか。第 27 回全国大会の「コロナで議会はどうなった？」の報告の中で触れられているように「議会による執行部のチェック機能の形骸化」が進行している証左ではないのだろうか。

高崎市議会 令和 9 年 4 月までは、特例により年額 100 万円を 70 万円。

(2) 交付額をどうみるか

地方自治法により、政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために支出することが義務付けられる（地方自治法100条14項）。ここでの「調査研究」と「その他の活動」との関係については、一般に、「その他の活動についても、議員の調査研究との関連性は必要」である、と解釈されている（『注釈地方自治法〈全訂〉』1607頁（斎藤誠執筆）第一法規）。私たちもこのような解釈が妥当と考えている。そうすると、調査研究及びこれに関連する活動にこれほどの費用は必要なのか、という疑問を感じざるをえない。

こうした疑問に拍車をかけるのは、人件費や事務所賃料に対する支出だ。年間で比較的多額の政務活動費を交付する自治体議員の使途を見ると、事務所経費や人件費に多額の政務活動費が充てられていることが目につく。ところが、事務所の賃借や人件費への支出が、どのような調査研究に関連した支出なのか、開示資料からは判断できない場合がほとんどだ。むしろ、事務所賃料や人件費への支出が、調査研究目的ではなく、当選を目的とした活動や、親族企業への支援、あるいは親族を経由した政治資金として使われているのではないか、といった疑惑が毎年のように発生している。

昨年から、都道府県、政令市議会の政務活動費マニュアルのランキングを付け、本大会でも報告した。報告集の「政務活動費マニュアルランキング」で述べているように、「マニュアルを点検する理由は、マニュアルの内容を良いものにすることが、政務活動費のあり方を改めさせる最も効果的な方法だからです。」これまでの裁判などの経験から住民の側がどのように政務活動費の使途について、どうチェックすればよいかマニュアルの見方も含めて大会で取り上げた。都道府県議会の平均点は、100点満点の20点しかなく今後の全国の市民オンブズマンの取り組みを期待したい。

5 第三者機関によるチェック等

(1) 支出が適正であるかどうかをチェックするため、あるいは相談するための専門家からなる第三者機関を設けている自治体は下記の議会である。

北海道、茨城県、栃木県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、福岡県、長崎県、さいたま市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、熊本市、水戸市、東大阪市、

（２）政務活動費の適正支出と第三者機関の意義

不祥事が発生した場合に、第三者機関を設けて、違法支出をチェックする、ということは多く行われる。ほとんどの議会では、議会事務局の職員が領収証をチェックして、条例適合性を判断しているはずだ。それに比べれば、第三者の目が入ることは、違法支出の対策として好ましい。しかし、問題は実効性だ。いくら専門家であろうとも、数千枚から数万枚に及ぶ領収証を全てチェックするのは困難だ。さらに政務活動費が一体、いかなる調査研究と関連し、どのような議会活動に役立ったのか、という点に答えることは、事後審査に第三者委員が関与するという方法では、無理である。第三者委員制度を設けるにあたっては、第三者委員が、政務活動費の用途について、支出前に支出目的と支出見積を議員に提出させるような制度を設け、見積もり段階での審査に関与するなどの工夫が求められるのではないだろうか。少なくとも、第三者委員によるチェックの存在が、議員の説明責任を免除するようなものにならないよう、制度を設計すべきだ。

６ まとめ

政務活動費の問題は、これを使ってどのような調査研究活動を行い、どのような議会活動に役立てたのかを議員が説明できるか、が本質だ。したがって、政務活動費の支出に対しては、情報を全面的に公開することを前提として、議員自身が政務活動費を用いてどのような成果を上げたかを、わかりやすく市民に説明できるか否かが、制度を評価する際のポイントとなる。議員の説明という点からみて、都道府県や政令市など、年間数百万もの政務活動費を交付されている自治体の議員が、これを用いてどのような成果を上げたかについて、説得力のある具体的な説明をすることは可能だろうか。成果について説得力のある説明ができない状態のまま、多額の政務活動費の交付を続けることは問題だろう。こうしてみたとき、都道府県や政令市の交付金額は、過大と言わざるをえない。また、執行率が下がっている自治体については、具体的な議員活動への支障が説明されない以上は、交付額の減額を検討すべきではないだろうか。（了）

都道府県・政令市・中核市 執行率調査

2025年10月23日現在

	2023年度政務活動費				2024年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額 (収入－残余)	残余総額	執行率	収入総額	支出総額 (収入－残余)	残余総額	執行率	執行率 変化	傾向
北海道	633,350,000	554,529,685	78,820,315	87.6%	628,580,000	561,387,137	67,192,863	89.3%	1.8%	↗
青森県	177,010,000	122,791,225	54,218,775	69.4%	178,560,000	139,630,446	38,929,554	78.2%	8.8%	↗
岩手県	172,980,000	137,422,494	35,557,506	79.4%	178,560,000	147,343,735	31,216,265	82.5%	3.1%	↗
宮城県	245,000,000	187,586,741	57,413,259	76.6%	246,050,000	197,876,694	48,173,306	80.4%	3.9%	↗
秋田県	153,140,000	125,816,184	27,323,816	82.2%	151,280,000	130,051,354	21,228,646	86.0%	3.8%	↗
山形県	157,540,000	116,732,889	40,807,111	74.1%	159,030,000	117,434,624	41,595,376	73.8%	-0.3%	－
福島県	208,800,000	206,130,182	2,669,818	98.7%	207,900,000	203,919,860	3,980,140	98.1%	-0.6%	－
茨城県	217,500,000	176,505,718	40,994,282	81.2%	213,300,000	172,247,099	41,052,901	80.8%	-0.4%	－
栃木県	178,200,000	137,224,415	40,975,585	77.0%	177,900,000	137,707,187	40,192,813	77.4%	0.4%	－
群馬県	176,700,000	154,822,731	21,877,269	87.6%	169,800,000	149,718,664	20,081,336	88.2%	0.6%	－
埼玉県	554,500,000	502,115,076	52,384,924	90.6%	548,500,000	507,699,510	40,800,490	92.6%	2.0%	↗
千葉県	449,350,000	375,084,134	74,265,866	83.5%	440,550,000	370,750,204	69,799,796	84.2%	0.7%	－
東京都	716,000,000	677,285,550	38,714,450	94.6%	736,000,000	669,470,139	66,529,861	91.0%	-3.6%	↘
神奈川県	660,380,086	653,979,785	6,400,301	99.0%	647,136,057	643,074,314	4,061,743	99.4%	0.3%	－
新潟県	174,919,800	149,585,488	25,334,312	85.5%	209,088,000	175,216,203	33,871,797	83.8%	-1.7%	↘
富山県	143,400,000	105,543,806	37,856,194	73.6%	143,700,000	105,943,340	37,756,660	73.7%	0.1%	－
石川県	148,200,000	116,566,603	31,633,397	78.7%	147,300,000	114,898,875	32,401,125	78.0%	-0.7%	－
福井県	131,400,000	88,568,981	42,831,019	67.4%	127,817,093	90,482,596	37,334,497	70.8%	3.4%	↗
山梨県	122,920,000	108,944,848	13,975,152	88.6%	121,520,000	108,716,673	12,803,327	89.5%	0.8%	－
長野県	210,800,000	194,445,298	16,354,702	92.2%	208,320,000	200,191,088	8,128,912	96.1%	3.9%	↗
岐阜県	181,830,000	142,155,267	39,674,733	78.2%	182,160,000	140,335,174	41,824,826	77.0%	-1.1%	↘
静岡県	363,150,000	296,766,898	66,383,102	81.7%	365,850,000	318,533,747	47,316,253	87.1%	5.3%	↗
愛知県	606,000,737	500,411,628	105,589,109	82.6%	596,519,187	513,749,954	82,769,233	86.1%	3.5%	↗
三重県	174,240,000	127,083,819	47,156,181	72.9%	187,110,000	137,303,471	49,806,529	73.4%	0.4%	－
滋賀県	156,900,000	122,149,295	34,750,705	77.9%	151,700,000	126,115,928	25,584,072	83.1%	5.3%	↗
京都府	386,980,000	317,268,438	69,711,562	82.0%	379,140,000	331,082,773	48,057,227	87.3%	5.3%	↗
大阪府	508,962,999	459,257,027	49,705,972	90.2%	547,960,964	501,112,411	46,848,553	91.5%	1.2%	↗
兵庫県	460,800,000	287,519,079	173,280,921	62.4%	461,700,000	299,247,349	162,452,651	64.8%	2.4%	↗
奈良県	139,360,000	80,581,033	58,778,967	57.8%	136,560,000	93,972,268	42,587,732	68.8%	11.0%	↗
和歌山県	150,750,000	131,637,593	19,112,407	87.3%	149,700,000	135,520,207	14,179,793	90.5%	3.2%	↗
鳥取県	100,500,000	66,680,929	33,819,071	66.3%	103,500,000	74,166,845	29,333,155	71.7%	5.3%	↗
島根県	126,870,000	111,001,755	15,868,245	87.5%	129,600,000	114,815,448	14,784,552	88.6%	1.1%	↗
岡山県	230,650,000	174,267,923	56,382,077	75.6%	231,000,000	183,423,567	47,576,433	79.4%	3.8%	↗
広島県	266,700,146	231,097,892	35,602,254	86.7%	267,761,289	244,221,866	23,539,423	91.2%	4.6%	↗
山口県	189,700,000	163,445,429	26,254,571	86.2%	193,200,000	169,214,935	23,985,065	87.6%	1.4%	↗
徳島県	90,800,324	42,766,351	48,033,973	47.1%	91,225,368	49,433,116	41,792,252	54.2%	7.1%	↗
香川県	145,200,000	108,470,390	36,729,610	74.7%	144,000,000	109,586,956	34,413,044	76.1%	1.4%	↗
愛媛県	185,130,000	157,651,484	27,478,516	85.2%	182,820,000	162,579,682	20,240,318	88.9%	3.8%	↗
高知県	123,480,000	96,792,578	26,687,422	78.4%	123,760,000	106,222,991	17,537,009	85.8%	7.4%	↗
福岡県	519,500,000	460,442,463	59,057,537	88.6%	514,500,000	474,377,340	40,122,660	92.2%	3.6%	↗
佐賀県	132,900,000	106,261,722	26,638,278	80.0%	133,200,000	113,677,551	19,522,449	85.3%	5.4%	↗
長崎県	165,300,000	133,067,715	32,232,285	80.5%	19,800,000	17,663,310	2,136,690	89.2%	8.7%	↗
熊本県	175,800,000	166,947,256	8,852,744	95.0%	176,100,000	170,930,578	5,169,422	97.1%	2.1%	↗
大分県	154,800,184	125,328,098	29,472,086	81.0%	154,806,790	137,005,951	17,800,839	88.5%	7.5%	↗
宮崎県	138,800,000	114,547,838	24,252,162	82.5%	136,200,000	114,353,280	21,846,720	84.0%	1.4%	↗
鹿児島県	183,000,285	161,418,350	21,581,935	88.2%	182,419,625	164,826,994	17,592,631	90.4%	2.1%	↗
沖縄県	144,000,000	136,271,425	7,728,575	94.6%	142,750,000	122,747,017	20,002,983	86.0%	-8.6%	↘
合計	11,834,194,561	9,912,971,508	1,921,223,053	83.8%	11,725,934,373	10,069,980,451	1,655,953,922	85.9%	2.1%	↗
札幌市	326,000,000	277,014,323	48,985,677	85.0%	323,600,000	288,296,142	35,303,858	89.1%	4.1%	↗
仙台市	229,250,324	149,215,271	80,035,053	65.1%	228,213,595	153,089,306	75,124,289	67.1%	2.0%	↗

都道府県・政令市・中核市 執行率調査

2025年10月23日現在

	2023年度政務活動費				2024年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額 (収入－残余)	残余総額	執行率	収入総額	支出総額 (収入－残余)	残余総額	執行率	執行率 変化	傾向
さいたま市	226,803,128	193,955,443	32,847,685	85.5%	226,833,236	202,161,158	24,672,078	89.1%	3.6%	↗
千葉市	178,992,064	133,816,724	45,175,340	74.8%	180,023,569	127,674,938	52,348,631	70.9%	-3.8%	↘
横浜市	567,050,000	563,050,005	3,999,995	99.3%	566,500,000	564,823,290	1,676,710	99.7%	0.4%	－
川崎市	322,200,000	280,211,500	41,988,500	87.0%	324,000,000	304,642,460	19,357,540	94.0%	7.1%	↗
相模原市	54,800,000	41,322,271	13,477,729	75.4%	54,100,000	43,857,894	10,242,106	81.1%	5.7%	↗
新潟市	82,500,000	59,721,216	22,778,784	72.4%	90,000,000	66,024,107	23,975,893	73.4%	1.0%	↗
静岡市	141,024,628	110,342,138	30,682,490	78.2%	141,009,419	101,444,482	39,564,937	71.9%	-6.3%	↘
浜松市	82,655,172	70,056,032	12,599,140	84.8%	82,101,105	71,487,957	10,613,148	87.1%	2.3%	↗
名古屋市	407,500,708	297,480,165	110,020,543	73.0%	408,025,760	317,885,705	90,140,055	77.9%	4.9%	↗
京都市	428,400,000	309,607,000	118,793,000	72.3%	425,520,000	322,595,226	102,924,774	75.8%	3.5%	↗
大阪市	497,097,000	478,489,327	18,607,673	96.3%	553,470,000	541,219,537	12,250,463	97.8%	1.5%	↗
堺市	172,200,000	142,723,538	29,476,462	82.9%	171,264,039	146,790,031	24,474,008	85.7%	2.8%	↗
神戸市	329,849,878	290,265,283	39,584,595	88.0%	328,487,840	296,358,135	32,129,705	90.2%	2.2%	↗
岡山市	74,520,171	60,726,389	13,793,782	81.5%	74,533,946	60,684,299	13,849,647	81.4%	-0.1%	－
広島市	221,682,704	184,164,817	37,517,887	83.1%	223,357,311	196,227,635	27,129,676	87.9%	4.8%	↗
北九州市	239,400,000	196,747,513	42,652,487	82.2%	237,075,000	198,434,424	38,640,576	83.7%	1.5%	↗
福岡市	254,770,521	196,055,327	58,715,194	77.0%	255,752,940	203,061,892	52,691,048	79.4%	2.4%	↗
熊本市	110,800,000	97,759,381	13,040,619	88.2%	112,800,000	99,543,313	13,256,687	88.2%	0.0%	－
合計	4,947,496,298	4,132,723,663	814,772,635	83.5%	5,006,667,760	4,306,301,931	700,365,829	86.0%	2.5%	↗

函館市	14,490,000	4,997,842	9,492,158	34.5%	14,580,000	6,681,184	7,898,816	45.8%	11.3%	↗
旭川市	32,640,000	24,613,174	8,026,826	75.4%	32,240,000	23,556,659	8,683,341	73.1%	-2.3%	↘
青森市	34,560,000	30,075,420	4,484,580	87.0%	34,560,000	27,349,613	7,210,387	79.1%	-7.9%	↘
八戸市	24,640,000	21,623,814	3,016,186	87.8%	26,880,000	24,605,080	2,274,920	91.5%	3.8%	↗
盛岡市	22,350,000	16,549,214	5,800,786	74.0%	22,200,000	16,763,380	5,436,620	75.5%	1.5%	↗
秋田市	39,200,090	32,680,208	6,519,882	83.4%	43,203,837	37,039,340	6,164,497	85.7%	2.4%	↗
山形市	39,400,000	25,878,618	13,521,382	65.7%	39,600,000	30,490,409	9,109,591	77.0%	11.3%	↗
福島市	42,000,094	29,930,899	12,069,195	71.3%	42,006,055	34,194,516	7,811,539	81.4%	10.1%	↗
郡山市	44,579,926	28,136,958	16,442,968	63.1%	45,600,000	29,057,698	16,542,302	63.7%	0.6%	－
いわき市	47,520,000	40,143,390	7,376,610	84.5%	47,520,000	36,592,738	10,927,262	77.0%	-7.5%	↘
水戸市	29,880,124	21,206,566	8,673,558	71.0%	30,248,607	21,366,261	8,882,346	70.6%	-0.3%	－
宇都宮市	49,500,158	38,215,431	11,284,727	77.2%	54,010,256	42,708,782	11,301,474	79.1%	1.9%	↗
前橋市	43,400,084	36,566,830	6,833,254	84.3%	45,605,890	36,574,845	9,031,045	80.2%	-4.1%	↘
高崎市	26,600,000	21,929,611	4,670,389	82.4%	26,600,000	22,087,838	4,512,162	83.0%	0.6%	－
川越市	30,030,031	21,548,385	8,481,646	71.8%	29,962,649	25,420,465	4,542,184	84.8%	13.1%	↗
川口市	90,720,000	68,188,414	22,531,586	75.2%	88,740,000	71,879,290	16,860,710	81.0%	5.8%	↗
越谷市	30,160,000	14,257,216	15,902,784	47.3%	30,720,000	20,265,293	10,454,707	66.0%	18.7%	↗
船橋市	46,880,000	37,886,985	8,993,015	80.8%	46,640,000	39,246,350	7,393,650	84.1%	3.3%	↗
柏市	32,450,000	22,465,216	9,984,784	69.2%	33,250,000	24,774,322	8,475,678	74.5%	5.3%	↗
八王子市	28,680,062	25,648,239	3,031,823	89.4%	27,723,177	25,721,658	2,001,519	92.8%	3.4%	↗
横須賀市	59,930,000	47,007,048	12,922,952	78.4%	59,150,000	46,239,585	12,910,415	78.2%	-0.3%	－
富山市	61,200,127	31,647,475	29,552,652	51.7%	61,206,734	36,689,328	24,517,406	59.9%	8.2%	↗
金沢市	72,160,000	56,812,530	15,347,470	78.7%	72,960,000	62,620,149	10,339,851	85.8%	7.1%	↗
福井市	56,550,000	35,184,936	21,365,064	62.2%	55,800,000	43,913,474	11,886,526	78.7%	16.5%	↗
甲府市	14,080,000	12,174,146	1,905,854	86.5%	15,360,000	11,716,015	3,643,985	76.3%	-10.2%	↘
長野市	36,210,214	28,126,009	8,084,205	77.7%	36,727,674	26,920,506	9,807,168	73.3%	-4.4%	↘
松本市	7,395,580	4,607,835	2,787,745	62.3%	7,687,420	5,614,896	2,072,524	73.0%	10.7%	↗
岐阜市	68,400,000	36,237,103	32,162,897	53.0%	68,400,000	41,852,702	26,547,298	61.2%	8.2%	↗
豊橋市	38,790,000	28,631,243	10,158,757	73.8%	35,280,000	30,504,792	4,775,208	86.5%	12.7%	↗
岡崎市	22,200,000	16,630,673	5,569,327	74.9%	22,200,000	9,465,414	12,734,586	42.6%	-32.3%	↘
一宮市	22,450,000	18,283,458	4,166,542	81.4%	22,800,000	18,341,979	4,458,021	80.4%	-1.0%	↘

都道府県・政令市・中核市 執行率調査

2025年10月23日現在

	2023年度政務活動費				2024年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額 (収入－残余)	残余総額	執行率	収入総額	支出総額 (収入－残余)	残余総額	執行率	執行率 変化	傾向
豊田市	27,000,000	22,009,246	4,990,754	81.5%	27,000,000	22,404,094	4,595,906	83.0%	1.5%	↗
大津市	31,640,000	20,266,175	11,373,825	64.1%	31,920,000	19,647,466	12,272,534	61.6%	-2.5%	↘
豊中市	28,420,075	21,868,494	6,551,581	76.9%	27,933,954	22,069,954	5,864,000	79.0%	2.1%	↗
吹田市	46,090,000	33,459,738	12,630,262	72.6%	44,880,247	25,131,684	19,748,563	56.0%	-16.6%	↘
高槻市	23,800,001	5,281,706	18,518,295	22.2%	24,990,166	6,151,930	18,838,236	24.6%	2.4%	↗
枚方市	24,290,000	17,912,637	6,377,363	73.7%	26,040,000	21,292,983	4,747,017	81.8%	8.0%	↗
八尾市	19,250,000	6,465,645	12,784,355	33.6%	20,510,000	7,853,393	12,656,607	38.3%	4.7%	↗
寝屋川市	12,960,000	9,828,017	3,131,983	75.8%	12,960,000	10,176,120	2,783,880	78.5%	2.7%	↗
東大阪市	68,400,000	47,128,477	21,271,523	68.9%	68,400,000	52,406,715	15,993,285	76.6%	7.7%	↗
姫路市	46,400,541	31,449,495	14,951,046	67.8%	45,905,769	28,957,965	16,947,804	63.1%	-4.7%	↘
尼崎市	49,000,148	37,935,949	11,064,199	77.4%	47,205,239	34,662,262	12,542,977	73.4%	-4.0%	↘
明石市	28,480,080	21,686,545	6,793,535	76.1%	28,803,586	22,517,850	6,285,736	78.2%	2.0%	↗
西宮市	58,140,000	35,015,511	23,124,489	60.2%	59,040,000	38,798,977	20,241,023	65.7%	5.5%	↗
奈良市	31,080,027	26,435,943	4,644,084	85.1%	31,081,091	26,990,525	4,090,566	86.8%	1.8%	↗
和歌山市	45,300,132	35,285,741	10,014,391	77.9%	44,609,182	34,800,376	9,808,806	78.0%	0.1%	－
鳥取市	11,490,037	7,831,201	3,658,836	68.2%	11,163,001	8,632,114	2,530,887	77.3%	9.2%	↗
松江市	14,700,000	10,331,825	4,368,175	70.3%	14,700,000	9,383,745	5,316,255	63.8%	-6.4%	↘
倉敷市	62,760,189	53,058,369	9,701,820	84.5%	80,661,869	55,736,170	24,925,699	69.1%	-15.4%	↘
呉市	19,100,000	10,798,578	8,301,422	56.5%	19,200,000	11,007,971	8,192,029	57.3%	0.8%	－
福山市	54,600,000	44,069,630	10,530,370	80.7%	58,890,000	49,606,553	9,283,447	84.2%	3.5%	↗
下関市	20,400,000	14,714,571	5,685,429	72.1%	20,400,000	16,245,007	4,154,993	79.6%	7.5%	↗
高松市	47,500,000	38,933,373	8,566,627	82.0%	47,400,000	38,644,457	8,755,543	81.5%	-0.4%	－
松山市	52,632,125	42,404,645	10,227,480	80.6%	52,639,481	44,638,755	8,000,726	84.8%	4.2%	↗
高知市	40,200,088	22,487,682	17,712,406	55.9%	40,704,873	27,008,087	13,696,786	66.4%	10.4%	↗
久留米市	19,800,000	10,404,685	9,395,315	52.5%	21,600,000	16,323,424	5,276,576	75.6%	23.0%	↗
長崎市	71,850,000	32,254,892	39,595,108	44.9%	72,000,000	37,228,743	34,771,257	51.7%	6.8%	↗
佐世保市	19,700,000	17,008,496	2,691,504	86.3%	19,800,000	17,663,310	2,136,690	89.2%	2.9%	↗
大分市	52,700,000	41,194,450	11,505,550	78.2%	52,800,000	40,082,991	12,717,009	75.9%	-2.3%	↘
宮崎市	38,160,000	31,423,887	6,736,113	82.3%	37,440,000	32,998,095	4,441,905	88.1%	5.8%	↗
鹿児島市	87,352,043	79,163,807	8,188,236	90.6%	84,714,891	71,865,109	12,849,782	84.8%	-5.8%	↘
那覇市	42,750,000	36,499,202	6,250,798	85.4%	41,760,000	34,776,852	6,983,148	83.3%	-2.1%	↘
合計	2,404,991,976	1,742,493,498	662,498,478	72.5%	2,436,615,648	1,815,958,238	620,657,410	74.5%	2.1%	↗

	2023年度政務活動費				2024年度政務活動費				
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	変化
都道府県	11,834,194,561	9,912,971,508	1,921,223,053	83.8%	11,725,934,373	10,069,980,451	1,655,953,922	85.9%	2.1%
政令市	4,947,496,298	4,132,723,663	814,772,635	83.5%	5,006,667,760	4,306,301,931	700,365,829	86.0%	2.5%
中核市	2,404,991,976	1,742,493,498	662,498,478	72.5%	2,436,615,648	1,815,958,238	620,657,410	74.5%	2.1%
合計	19,186,682,835	15,788,188,669	3,398,494,166	82.3%	19,169,217,781	16,192,240,620	2,976,977,161	84.5%	2.2%

※収入総額＝収支報告書に記載されている数字(支給額、一部議会は利息分を含む)

支出総額＝収入総額－残余総額(返還総額) (各議会で公表されている「支出総額」は各議員が手出したものを含める場合もある)

残余総額＝自治体への返還総額(円) (後払いの場合は、使用限度額から、支出(交付)総額を引いたもの)

執行率＝(収入総額－残余(返還)総額)÷収入総額 (エクセルの自動計算のため数値が合わないことがあります。)

※ 傾向 2023年度に比べて2024年度の執行率が 1%以上増加は ↗ 、 -1%～+1%は － 、 1%以上減少は ↘ 。

政務活動費マニュアルランキング

2025年10月

全国市民オンブズマン連絡会議

1 自治体議会の「政務活動費マニュアル」調査

(1) マニュアルの調査

全国市民オンブズマン連絡会議は、2025年8月、全国の都道府県・政令指定都市の議会の「政務活動費マニュアル」を入手して、市民オンブズマンからみた、各マニュアルの<デキの良し悪し>を評価することになりました。

(2) なぜマニュアルを調べるのか

マニュアルを点検する理由は、マニュアルの内容を良いものにすることが、政務活動費のあり方を改めさせる最も効果的な方法だからです。

- i) 地方議会の政務活動費のマニュアルには、本来、法的な拘束力はありません。それは条例でも規則でもなく、単に各議会の議員が「集まって決めた」モノでしかありません。議会で議決して決めるわけでもなく、大半は議会の「会派代表者会議」で決めます。議事や資料は公開されません。つまりは、密室で行われるお手盛りです。マニュアルの内容が法律や条例の本来の趣旨に反するようなものであれば、マニュアルに従って支出した、と主張しても、違法支出となります。

しかし、マニュアルが玉虫色の解釈をゆるすような場合には、同一の支出でも、これが違法かそうでないかは議員の判断任せとなってしまいます。裁判でも、マニュアルにしたがった支出であれば、適法な支出だ、と判断されることも珍しくありませんし、マニュアルが間違っているという主張が裁判所によって認められるとは限りません。そもそもこうした判断を求めるためには、裁判を起こさなければなりません。政務活動費の住民訴訟は、誰でも簡単に起こせるものでもありません。

- ii) 本来なら、議員の支出について議会事務局が、「マニュアルに違反している」とクレームをつけてキャンセルできるのが、いちばん良い

のです。

ところが、現在のマニュアルの大部分は、事務方がたいへんクレームをつけにくいものになっています。マニュアルの規定が、「誰が考えてもこう解釈するに決まっている」ものになっておらず、議員の主観的な判断を許しているからです。

iii) 最もわかりやすい、『飲食を伴う会合の参加費用』を例に説明します。

多くのマニュアルは、『飲食を主たる目的とする会合』の費用の支出を禁じています。ところが議員は、どんな会合についても、『政務活動を目的とする会合である』と主張して、参加費を支出してしまいます。事務方がこうした議員の恣意的な言い逃れをはねつけることは、実際には不可能に近いので、議員の言い分はそのまま通ってしまいます。マニュアルが、『主たる目的』というアイマイな、主観的な判断を許す言い方をしているからです。

したがって、事務方が議員の宴会費用支出が許されないことを議員に理解させるためには、＜飲食に要する費用の支出を全面的に禁じる＞か、少なくとも議員の主観が入る余地のないような客観的な制限規定が必要です。このような規定の仕方なら、議会事務局は議員の言い逃れを正面からはねつけることができます。

iv) こうした「議員の主観による言い逃れ」は、宴会費用に限りません。なぜなら、「主観による言い逃れ」が生じる源は、「政務活動にあたるかどうかの判断を、議員自身がすることを許す」ことにあるからです。多くのマニュアルは様々な場面で、議員が「この活動は100%政務活動だ」と主観的に主張することを許しています。㊦政党組織（多くは県連）の業務、㊧自動車燃料代の原因となった用件、㊨HP、広報紙、「県政報告会」の性格、㊩控室や個人事務所でいう日常業務の性格、すべてについてそれが言えます。

そして、「政務活動にあたるかどうかの判断を、議員自身がすることを許す」マニュアルは、一見詳細に、様々な支出について定めたもののように見えても、ザルにすぎません。ザルなマニュアルでは、事務方が議員の身勝手を止めるツールにもなりません。

- v) このような考えから、私たちは政務活動費の恣意的な支出を許すものかどうか、という観点を重視し、マニュアルの評価をすることにしました。

2 評価項目と採点基準

- (1) 評価項目と配点 評価項目と配点は、昨年度と同じく、以下の7項目です。配点の詳細は別添使途基準表をご覧ください。

ア 政務活動費が政党に流出することを、どう規制しているか。(20点)

イ 議会控室での経費について、按分支出を要求しているか。(10点)

ウ 自動車燃料代を実費によらずに支出することを禁じているか、及び、実費による場合に議員の主観による按分を禁じているか。(10点)

エ 自動車リース代の支出を禁じているか。(10点)

オ 広報広聴費について上限1/2の按分支出を命じているか。(20点)

カ 飲食を伴う会合に参加する費用の支出を、議員の主観を許さない形で禁じているか。(15点)

キ 生計を一にする親族、自身又は親族が役員である法人への支出をどう規制しているか。(15点)

- (2) 評価項目とした理由とそれぞれの採点基準は、以下のとおりです。

ア 政党組織への政務活動費の流出(20点)

政務活動費は、＜地方議会の審議能力の向上に資する目的で、議員が『調査研究その他の活動』のために支出した実費を補填する＞のが趣旨です。その性格からして、政党組織の財源に充てられるべきものではありません。ところが実際には、特に都道府県議会議員の政務活動費の一部が往々にして、政党組織の財源に充てられています。ただし直接に政党の党費や寄付金という形ではなく、以下のような巧妙な？仕組みで行われます。

- i) 第三者団体の会費(典型的には議会内会派の会費)として支出し、これを迂回して政党組織の経費(賃料、人件費、印刷費、会合開催費用など)にあてる例。領収書からは「会費」ということがわかるだけで、政党組織の経費にあてられているとは表面上はわかりません。議会内会派控室の経費は多くの場合議員一人当たり月額2万円程度で賄えるので、会派会費額がこれを超える場合は、政党への流出を疑うべ

きです。「ナントカ政策研究所」というような、一見まったくの第三者を経由する場合があります。

- ii) 県連に対する「委託料」の形で支出される例。「委託」の内容は抽象的であったり、委託された事項の報告書は作成されていなかったりします。こうした＜政務活動費の本来の制度趣旨に反する＞支出の実態は、裁判を起こさないとわからず、しかも支出の違法を認めてもらうのはかなり厄介です。こうした支出をさせないためには、マニュアルで＜政党組織の経費に充てる支出＞を禁じる必要がありますが、直接の支出を禁じるだけでは不十分で、第三者経由や委託料名目で政党組織の経費に充てることも禁止する必要があります。

間接的な支出や委託料まで禁じていれば20点、政党組織の経費に充てる直接支出だけ禁じていれば5点としました。中間的な場合の点数も決めましたが、5点を超えるマニュアルはありませんでした。

イ 議会内控室経費（10点）

地方議会議員の活動は、「調査研究」だけではありません。政党活動や選挙活動はもちろんですが、議員は再選をめざして活動するものですから、日常活動のすべてが再選をめざすための＜選挙準備活動＞の意味があります。政務調査費制度が発足する際の全国都道府県議会議長会のマニュアルも、「議員の活動は複数の目的があることが普通だ」と明言しています。加えて、議会内控室は、議会出席といった議員本来の活動に用いられる場でもあります。議会内控室が議員の多くの活動のために用いられるものであることは明らかです。ところが、実態としては、議会内控室についての定めがない場合には、議会内控室の経費は按分なしに全額が政務活動費から支出されることが多いのです。これを按分支出させるためには、マニュアルに＜議会内控室の経費も按分支出しなければならない＞と明記する必要があります。

「控室経費」と明記して50%按分を義務づけていれば10点、按分率が高い場合や他の方法での支出制限があれば5点としました。

ウ 自動車燃料代（10点）

議員が活動に使う自家用自動車の燃料代は、＜様々な活動に使われる＞ものの典型です。しかも政務活動費は「議員が使った実費」を補填するものですから、燃料代は当然に、支出した実費を、（どんな活動のためにどれだけ走ったかを正確に評価することは不可能ですから）上限50%按分で支出する＜実費按分式＞であるべきです。

ところが実際には、①実費ではなく「円/km」のバーチャルな（しかも実際の燃料価格よりも多かれ少なかれ高額な）単価計算で燃料代を支出

することを認める、②走行の目的が＜政務活動かどうか＞について議員の自己申告を認める、といった＜バーチャル燃費式＞例が非常に多いのです。この方式では、下のようなメカニズムで、議員は＜実費の50%＞をはるかに超える「燃料代」を支出できます。

- i) ふつう議員の自家用自動車の燃費は、kmあたりせいぜい10円台です。最近ガソリン価格が高止まりしていますが、それでも20円までいく例は少ないでしょう。ところがこの＜バーチャル燃費式＞で最も多いのは37円/kmです。
- ii) 議員は、自分の活動の大半を「政務活動」だと言い張るのが普通なので、議員の自己申告での「政務活動走行率」はふつう50%をはるかに超えます。
- iii) 中には走行距離そのものを水増ししているとしか思えない強者さえいます。

筆者が担当している愛媛県議会の事件で、自動車の登録番号がわかる7人の議員について推定計算したところ、全員について政務活動費からの充当額が年間の燃料代総額を超えている、という計算結果が出ました。

ガソリン代で議員が儲けることができないようにするには、現実に支出した燃料代実費を計算基礎にすること、按分率を上限50%と定めること、が必要です。実費を基に上限50%の按分を義務づけていれば10点、実費が基だが主観的な按分が可能なものは5点、＜バーチャル燃費式＞での計算を認めるものは0点としました（※）。

エ 自動車リース代の支出を禁じているか（10点）。

自動車リースは、経済的な実質はローンと変わりません。ところが、自動車の購入代金は（「資産形成になるから」という理由で）支出できないのに、リース料はOKという不可思議なマニュアルが少なくありません。自動車リース料の支出をはっきりと禁じる規定があれば10点、そうでなければ0点としました。

オ 広報広聴費について上限50%の按分支出を命じているか。（20点）

広報広聴費（主として報告紙費用、HP費用、報告会費用）は、市民への情報提供の一面もあるでしょうが、大半の場合は議員の自己宣伝の要素が入っています。＜100%調査研究＝政務活動＞とはとても言えませんから、燃料代と同様に、上限50%で按分するのがスジです。そこで、報告紙、HP、報告会の全部について上限50%按分を義務づけているものを満点の20点とし、一部について上限50%按分を義務づけているものは10～15点としました。

広報広聴費について按分を求めているマニュアルも多いのですが、そ

の多くは、①単に「合理的な割合」で按分しなさいというものの、②面積、時間など具体的な方法を示したうえで「合理的な割合」で按分しなさいというものです。この「合理的」というのがクセモノで、簡単に主観が入り、多くの議員は「記事・内容の100%が政務活動だ」と「合理的に判断」して、全額を支出します。これでは按分はザル化しますから、①単に「合理的な割合」で按分、というだけのものは0点、②の「面積・時間」などのある程度具体的な基準を示しているものは報告紙、HP、報告会の「品目」ごとに2点としました。

カ 飲食を伴う会合に参加する費用の支出を、議員の主観を許さない形で禁じているか。(15点)

飲食については前に述べたとおりです。「飲食を伴う会合費用」を全面的に禁じていれば15点です。

- i) 評価基準で特に重視したのは、飲酒への政務活動費の支出を許しているかどうかです。飲酒をしての政務活動は「ただの懇親」の疑いが限りなく大きい（真剣な議論に酒の力を借りる必要はないでしょう）と考えたからです。そこで、支出が議員の主観を許さない形で制限されている場合に加え、酒類が提供される場合の支出を例外なく禁止している

（「食」は禁じていない）場合は7点、

- ii) 議員同士（会派内含む。懇親の疑いが濃厚なため）の飲食会合費だけを禁じている場合は3点、としました。なお、これと異なるのは「会派や議員間で行う私的な懇談会を禁止する」と定めている場合です。私的な懇談会への政務活動費の支出が許されないのは当たり前です。参加者に着目して議員同士の飲食会の禁止を全面禁止することに3点を加点した理由は、私的懇談はもとより、私的懇談と疑われる行動も禁止することによって、議員活動の信頼性を維持しようとする点を評価したからで、単に私的懇談への支出を禁止するということに加点の根拠はありません。以上の理由から、私的な懇談への支出の禁止に止まっている場合には加点しないことにしました。

キ 生計を一にする親族や、自身又は親族が役員である法人への支出をどう規制しているか。(15点)

生計を一にする親族に、政務活動費から支出をする——典型的には給料・賃料ですが、そのほかにも委託料などバリエーションは様々です——ことは、政務活動費を議員や家族の資産形成に用いる疑いが濃厚ですから、原則禁止すべきです。

また、議員本人や生計を一にする親族が役員を務める会社に対する賃貸借契約その他の取引については、会社の実体や取引の内容によって

は、議員や親族の資産形成に結びつかないのではないか、という視点もあります。しかし、当該法人が個人経営と同視できる場合には、個人や親族の資産形成に直結することは明らかなです。仮に、そうでない法人であった場合でも、資産形成の疑惑を招かないために、当該法人との取引を禁止することが必要と考え、法人や個人との経済的契約を禁止するマニュアルについては満点の15点、一部を禁止していれば各3点を加算しました（ただし個人のみの場合は1点のみ加算）。(※※)

(3) 評価の性格

この評価は、「各議会のマニュアル」の評価であって、「各議会の支出実態」の評価ではありません。（各議会の支出実態の良し悪しは、必ずしも「マニュアル」のデキの良し悪しとイコールではありません。）

ただし、「マニュアル」のデキの良し悪しと、「支出実態」の良し悪しとは、＜中くらい、ないしユルい相関＞の関係にある、と推測されます。

(4) 厳しい按分を命じる判決も出ていること

私たちの目指すものは、「誰が読んでも、支出して良いか悪いかがはっきりわかるマニュアル」です。

仙台高裁は、仙台市議会の政務活動費について、①H28.6.22（H20年度分）、②H30.10.24（H23年度前半分）、③H30.2.8（H23年度後半分）、④R4.12.21（H24年度分）の4つの判決を言い渡し、

ア 判決①～④で、会派控室経費（人件費、事務費、資料作成費）について、「政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分し難い」という理由で、按分支出を原則とすべきだと判断し、

イ 判決④で、広報紙・HP費用について、「調査研究活動としての側面を有する一方、選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであり…調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出である」という理由で、按分支出を原則とすべきだと判断しました。

この、＜議員の活動は、調査研究とそれ以外の活動の両方の意味を持っていることが普通だ＞という考え方は、制度発足時の都道府県議長会のマニュアルが強調していることであり、かねがね各地の市民オンブズマンが運動や訴訟の中で主張してきながら、容易に認められなかったことなので、仙台高裁の一連の判決はまさに画期的です。

仙台市民オンブズマンはこれを受けて、2024年1月24日、仙台市議会に、広報広聴費、会派控室の人件費・事務費・資料作成費・

会派人件費について、上限 1 / 2 按分を原則とすること等を求める意見書を提出しました。

3 2025年度調査の結果

評価にあたっては、2024度と同じ基準を使用しました。そうしないと、＜改善があったかどうか＞が一目でわからないからです。この1年間に支出基準の改定が行われた議会は、都道府県で24、政令市で6ありましたが、改定の大半は非常に部分的で（最も多かったのは宿泊料についての改定です）、私たちの提唱を一部でも受け入れた改定は、以下の2自治体だけでした。長崎県や熊本市では、文章上は大幅な改定がありましたが、私たちの評価に影響するような内容的な変更はありませんでした。

ア 石川県 HP 関係費用を「原則 1 / 2 以内の按分」とする規定を設けました。

イ 岐阜県 「自己または生計を同一にする親族が代表、役員となっている法人等」への賃料の支出を禁じる規定を設けました。

政務活動費の夜明けは遠いな、と思わせられる結果ですが、地道に改善を求め続けましょう。

※按分率の上限を 1 / 2 とすることを満点と評価する場合、議員が特定の給油分をすべて政務活動のための移動に使用した場合にも、その代金の 1 / 2 しか充当できません。これは、まじめに調査研究活動を行う議員に不利になるのではないか、という見方もありえます。しかし、燃料の用途について議員の申告にもとづく充当を認めることは弊害がたいへん大きく、それを防ぐのは事実上不可能なので、現段階では＜実費 × 1 / 2 按分＞の方法によるしかありません。ただし、熱心な調査研究活動に対する政務活動費の充当のありかたについては、課題として検討していきたいと考えています。

※※＜本人の介護等具体的場合に限り親族への人件費を許す＞など、例外的場合についての具体的な定めを設けている場合には、生計同一親族との人件費の支出を禁止しているマニュアルと評価しました。

本人等が役員となる法人との取引のうち、＜本人や生計同一親族の個人経営と同視できる法人＞との取引だけを制限する規定については、個人についての取引制限と解釈し、関係法人一般との取引制限の定めを設けているとは評価しませんでした。

2025年度政務活動費使途基準採点表

	政党等負担規制(20点)	議会内控え室経費(10点)	自動車(20点)	広報広聴費(20点)	飲食を伴う会合(15点)	代表が議員や生計を一にする親族への法人・個人への支出(15点)
調査項目	ア、政党等(政党・支部・連合会を含む)、及びこれに類する団体の費用の負担の規制 20点	イ、議院内控室での経費(人件費・事務費・資料作成費)等の取扱い 10点	ウ、自動車燃料代の取扱い 10点	エ、自動車リース代の取扱 い 10点	オ、広報広聴費 20点	キ、「生計を一にする親族個人」または「議員もしくは生計を一にする親族が役員を務める法人」に対する支出 15点
採点項目	A 直接・間接・委託いづれも負担を禁じる具体的な規定がある→20 B 直接・間接の負担を禁じ、委託について制限をする具体的規定がある→15 C 直接の負担を禁じ、委託について制限をする具体的規定がある→10 D 直接の負担を禁じる具体的規定(政党事務所維持管理費用を含む)がある→5 E 負担が禁止される事項を具体的に示す規定がない、または政党事務所の維持管理費用の禁止が明示されていない→0	A 最大50%の按分支出を義務づける具体的規定がある→10 B 控室経費の按分支出を求める抽象的規定がある、または支出に制限がある→5 C 控室経費の按分支出を求める規定、または支出に制限を加える規定がない→0	A 実費で計算し、按分率の上限を1/2とする。→10 B 実費で計算するが、按分率1/2を超える按分が可能→5 C 非実費支出を認める→0	A ①HP関係費②広報紙③報告会の全部につき50%按分を義務づける(面積割りは50%按分とは認めない)→20 B 一部につき50%按分の義務づけ(面積割りは50%按分とは認めない)の場合、項目毎に以下を加算 ①HP関係費 10 ②広報紙 5 ③報告会 5 C 面積割・時間割などの具體的基準を示して按分を命じているが、基準に主観が入る余地が大きい→①HP関係費②広報紙③報告会につき、各2点を加算→合計6点 D 面積割、時間割などの按分の基準が示されていないまたは按分を義務づける規定がない →0	A 支出を禁じている→15 B 支出が議員の主観を許さない形で制限されている、または酒類が提供される場合の支出を例外なく禁止している→7 C 基準が「飲食を主たる目的とする」など主観が入る余地が大きいが、議員間(会派内含む)の飲食会合費の支出が全部禁止されている→3 D 基準が「飲食を主たる目的とする」等主観が入る余地が大きい、または飲食会合費について言及がない→0	「生計を一にする親族個人」または「議員本人もしくは生計を一にする親族が役員を務める法人」との賃貸借契約、労働契約、その他の経済的取引の禁止 →①賃貸借契約、②労働契約、③その他の経済的取引法を目的とする議員関係法ととの契約の各項目1つの禁止について3点を合算。ただし、③について、議員と生計を一にする親族個人との契約だけを禁止している場合には、1点のみ加算。
備考	①間接負担とは、政党組織の運営費用を負担している団体に対する会費の支出を意味する。 ②政党事務所の維持管理費用の支出が、政党への政務活動費の環流となることを重視。	Bには、按分率が50%を超える場合や、支出について量的制限を設けている場合も含む。	1キロ●円は実費を超えるものであることから、すべて0点。	自動車リースは政務活動と関係せず、資産形成につながるもので、禁止しない使途基準は0点とした。同様の理由により、按分は認めないこととした。	許容される場合の裁量が大きいものは0点。	③ガソリン代、コピー機、紙代、光熱水費など資産形成の禁止と疑惑を招かないため
					賞料 個人 × × × × 賞料 個人 × × × × 賞料 個人 × × × × 賞料 個人 × × × ×	賞料 個人 × × × × 賞料 個人 × × × × 賞料 個人 × × × × 賞料 個人 × × × ×
					給与 個人 × × × × 給与 個人 × × × × 給与 個人 × × × × 給与 個人 × × × ×	その他 個人 × × × × その他 個人 × × × × その他 個人 × × × × その他 個人 × × × ×
					3 3 3 3	3 3 3 3
						15 個人の場 みの場 合は1 合は1

順位	自治体名	政党等の費用の 負担の規制 20点	議会内控室での 経費の取扱い 10点	自動車燃料代 の取扱い 10点	自動車リース代 の取扱い 10点	広報広聴費 20点	飲食を伴う会合 の参加費・開催 費用 15点	議員代表法人、 家族・親族への 支出 15点	計
1	東京都	5	5	5	0	6	15	9	45
1	徳島県	5	0	5	10	6	7	12	45
3	京都府	5	0	0	10	14	0	8	37
4	鳥取県	5	0	5	0	12	0	12	34
5	沖縄県	5	0	0	0	4	15	9	33
6	山形県	5	0	0	10	4	3	9	31
7	香川県	5	0	0	0	4	15	6	30
7	宮崎県	5	0	0	0	4	15	6	30
9	熊本県	5	0	0	0	0	15	9	29
10	青森県	5	0	0	10	0	7	6	28
10	秋田県	5	0	0	10	4	0	9	28
10	千葉県	5	0	5	0	0	15	3	28
13	岡山県	5	0	5	10	0	0	6	26
13	大分県	5	0	5	0	0	7	9	26
15	宮城県	5	0	0	0	4	7	9	25
15	長野県	5	0	0	0	10	7	3	25
17	三重県	5	0	0	0	4	15	0	24
18	兵庫県	5	0	5	0	4	0	9	23
18	高知県	5	0	0	0	0	15	3	23
20	奈良県	5	0	5	0	0	0	12	22
20	福岡県	5	0	0	0	4	7	6	22
22	福島県	5	0	0	0	0	7	9	21
22	滋賀県	5	0	0	10	0	0	6	21
24	福井県	5	0	0	0	6	0	9	20
25	岩手県	5	0	0	10	0	0	3	18
25	大阪府	5	0	5	0	2	0	6	18
27	岐阜県	5	0	0	0	6	0	6	17
28	北海道	5	0	5	0	0	0	6	16
28	神奈川県	0	0	5	0	2	0	9	16
28	長崎県	5	0	0	0	4	0	7	16
28	石川県	5	0	0	0	2	0	9	16
32	群馬県	5	0	0	0	4	0	6	15
33	鹿児島県	5	0	0	0	0	0	9	14
34	茨城県	5	0	0	0	4	0	3	12
34	和歌山県	5	0	0	0	4	0	3	12
34	山口県	5	0	0	0	4	0	3	12
37	愛知県	5	0	0	0	0	0	6	11
37	島根県	5	0	0	0	0	0	6	11
39	栃木県	5	0	0	0	4	0	0	9
40	新潟県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	富山県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	山梨県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	広島県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	佐賀県	5	0	0	0	0	0	3	8
45	静岡県	0	0	0	0	4	0	3	7
46	埼玉県	0	0	5	0	0	0	0	5
46	愛媛県	5	0	0	0	0	0	0	5
	平均	4.7	0.1	1.3	1.7	2.8	3.7	5.9	20
	得点率	0.23	0.01	0.13	0.17	0.14	0.24	0.40	

順位	自治体名	政党等の費用の 負担の規制 20点	議会内控室での 経費の取扱い 10点	自動車燃料代 の取扱い 10点	自動車リース代 の取扱い 10点	広報広聴費 20点	飲食を伴う会合 の参加費・開催 費用 15点	議員代表法人、 家族・親族への 支出 15点	計
1	さいたま市	5	0	5	10	4	15	15	54
2	神戸市	0	0	5	10	4	15	7	41
3	札幌市	0	0	5	10	0	15	3	33
3	川崎市	0	5	5	10	4	3	6	33
3	北九州市	5	0	5	0	4	15	4	33
6	新潟市	0	10	10	0	0	3	9	32
7	大阪市	5	0	5	10	0	0	7	27
8	千葉市	5	0	10	0	4	0	7	26
9	相模原市	5	0	5	0	4	3	7	24
9	熊本市	5	0	0	0	4	0	15	24
11	浜松市	5	0	0	0	0	15	3	23
11	岡山市	5	0	0	0	12	0	6	23
13	仙台市	5	0	0	10	4	0	3	22
14	堺市	5	0	5	0	4	0	7	21
15	京都市	0	0	10	0	4	0	6	20
16	広島市	5	0	0	10	4	0	6	19
17	福岡市	5	5	0	0	4	0	3	17
18	静岡市	0	0	5	0	0	0	9	14
19	横浜市	0	0	5	0	2	0	3	10
19	名古屋市	5	0	5	0	0	0	0	10
	平均	3.25	1	4.25	3.5	3.1	4.2	6	25
	得点率	0.16	0.1	0.43	0.35	0.16	0.28	0.4	